

Material

Safety

Data

Sheet

化学物質排出把握管理促進法の

MSDS制度について (GHS対応推奨版)

MSDS制度とは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）に基づき、対象化学物質又は当該化学物質を含有する製品を事業者間で取引する際、その性状及び取扱いに関する情報（MSDS）の提供を義務づける制度です。（化学物質排出把握管理促進法第14条関係）

MSDS制度により、MSDSの提供を受ける事業者は、同じく化学物質排出把握管理促進法に定められているPRTTR制度に基づく届出に必要な情報を得ることができ、ひいては、事業所における適切な化学物質の管理を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することが可能となります。

MSDSの提供義務を遵守しない事業者に対しては、経済産業大臣による勧告及び公表措置が規定されています。

また、2003年7月に国連で採択された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」では、絵表示等を含む安全データシート（SDS＝MSDS）による危険有害性の情報伝達による事項が示されています。



<MSDS提供の一例>

経済産業省
製造産業局化学物質管理課

■MSDSの対象化学物質

MSDS制度の対象化学物質は、政令で定める「第一種指定化学物質（354物質）※」及び「第二種指定化学物質（81）」の合計435物質です。

対象化学物質の検索先（下記の経済産業省のホームページ内の対象化学物質リストを参照するか製品評価技術基盤機構のホームページのデータベース(CHRIP)から検索が可能です）

経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/2.html

独立行政法人製品評価技術基盤機構 <http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

※第一種指定化学物質のうち発ガン性のある12物質（石綿、エチレンオキシド、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、ダイオキシン類、ニッケル化合物、砒素及びその無機化合物、ベリリウム及びその化合物、ベンジリジン=トリクロリド、ベンゼン、メトキサレン）は**特定第一種指定化学物質**に指定されています。

■MSDSの提供が義務づけられる事業者

MSDSの提供は、原則として他の事業者と対象化学物質又は対象化学物質を含有する製品を取引する事業者すべてに義務づけられています。（提供しなければならない事業者の要件については、PRT制度とは異なり、業種・常用雇用者数・化学物質の年間取扱量による除外要件はありません。）なお、化学物質排出把握管理促進法に基づくMSDSは、事業者間での取引において提供されるものであり、一般消費者は提供の対象ではありません。

※MSDSの提供義務を遵守しない事業者に対しては、経済産業大臣による勧告及び公表措置が規定されています。（化学物質排出把握管理促進法第15条関係）

■例外的にMSDSを提供しなくてもよい製品

製品のうち以下に掲げるものに該当する場合、例外的にMSDSを提供する必要はありません。

- ・対象化学物質の含有率が1%未満（特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満）の製品【=含有率が少ないもの】
- ・固形物（※）【=管、板、組立部品など】
- ・密封された状態で使用される製品【=バッテリー、コンデンサーなど】
- ・一般消費者用の製品【=殺虫剤、防虫剤、家庭用洗剤など】
- ・再生資源【=空缶、金属くずなど】



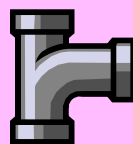
含有率が少ないもの



密封された状態で使用される製品



一般消費者用の製品



固形物

例外

再生資源



※事業者による取扱いの過程において固体以外の状態とならず、かつ粉状又は粒状にならない製品に限られます。

■MSDSの提供方法

MSDSの提供は、基本的には、文書又は磁気ディスク（フロッピーディスク等）の交付によって行うこととしていますが、MSDSを提供する相手方が承諾した場合には、ファックス、電子メールの送信、ホームページへの掲載等の手段を選択することもできます。

また、提供しなければならない事項（次頁参照）を経済産業省令において定めていますが、提供のための様式を法令で定めていませんので、作成する事業者は、その書式や形態をある程度自由に選択することができます。

様々な化学物質が世界中に流通しているなか、国際的に調和された化学品の分類・表示方法が必要であるとの認識のもと、2003年7月に「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」が、国連において採択されました。この「世界調和システム(The Globally Harmonized System)」の頭文字を取って、一般的には「GHS」と呼ばれています。

GHSは、全ての化学品を対象とし、危険有害性(ハザード)に基づいて分類することを基本的な考え方としています。

GHSでは、「化学物質および混合物の有害性を判定するための基準」と、「絵表示等を含む安全データシート(SDS=MSDS)などによる危険有害性の情報伝達に関する事項」が示されています。



絵表示(ピクトグラム)のダウンロードはこちら；

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kokusai/GHS/pictograms.htm

■MSDSの具体的な作成方法

MSDSは、国内規格としてJIS Z 7250(2005)(※)でその記述内容が標準化されています。このJISに基づくMSDSを提供することで、原則として化管法上の義務を果たすことができることから、経済産業省としては、JIS Z 7250に基づき、MSDSを作成・提供することを推奨しています。(一部、JISに含まれていない記載事項もあるのでご注意ください。)

※JIS Z 7250は、「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)と整合させるため2005年12月に改正されました。改正された新しいJIS Z 7250(2005)では、暫定措置として、2010年(平成22年)12月31日までの期間は、改正前のJIS Z 7250(2000)に基づいてMSDSを作成してもよいことになっています。

MSDSで提供する情報 (項目名はJIS Z 7250に合わせています)

●MSDSには、日本語で、以下の事項を記載します。(※GHS分類に該当する場合に記載)

- | | |
|--|--|
| <p>1. 製品及び会社情報
製品名、MSDSを提供する事業者の名称、住所、担当者の連絡先</p> <p>2. 危険有害性の要約
※化学物質・混合物のGHS分類及び絵表示等を記載(絵表示又はシンボルは、白黒の図で記載してもよいし、シンボルの名称(例えば、炎、どくろなど)を用いて記載してもよい。)</p> <p>3. 組成及び成分情報
含有する対象化学物質の名称・政令上の番号・種類、含有率(有効数字2けた)
※カットオフ値、有害成分を記載</p> <p>4. 応急措置</p> <p>5. 火災時の措置</p> | <p>6. 漏出時の措置</p> <p>7. 取扱い及び保管上の注意</p> <p>8. 暴露防止及び保護措置</p> <p>9. 物理的及び化学的性質
※GHS分類の根拠を記載</p> <p>10. 安定性及び反応性</p> <p>11. 有害性情報
※GHS分類の根拠を記載</p> <p>12. 環境影響情報</p> <p>13. 廃棄上の注意</p> <p>14. 輸送上の注意</p> <p>15. 適用法令</p> <p>16. その他</p> |
|--|--|



MSDSの標準的な書式や実際の作成例については、経済産業省の化学物質排出把握管理促進法のホームページに掲載しております。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/4.html

■MSDS目安箱について

MSDS目安箱は、MSDSの提供を受けられなかった事業者や技術上、企業秘密上の問題を抱えているMSDSを提供する側の事業者等からのご相談やご意見を広く受け付ける窓口として設置されております。相談・意見等は、MSDS連絡様式(ホームページで入手できます。)に必要な下記の事項を記載の上、E-mail又は郵送によりご提出ください。

なお、相談内容に応じ、こちらからあらためて内容を確認させて頂くことがありますので、必ずご連絡先の記入をお願いします。

目安箱に投稿されたご相談内容については、当省において内容を確認した上で適切に処理いたします。意見については、個別に回答いたしません、今後の行政上の参考とさせていただきます。

また、ご相談頂いた内容の処理に当たり、ご相談者の意に反する形で個人情報及び事業者名が流出することのないよう、万全の注意を払います。なお、ご相談内容については化学物質排出把握管理促進法MSDS制度の適正な実施を図るために利用し、他の目的に利用することはありません。

相談・意見の提出方法

●記載事項

- ①ご相談者(情報提供者)の情報:事業者名称、部署名、担当者名、連絡先(住所、TEL、e-mail)
- ②相談内容:概要(MSDS未提供、制度に対する意見、その他)、具体的な内容
※MSDS提供事業者によるご意見の場合、以下の③～⑤については記入不要です。
- ③指定化学物質等(製品)の概要:製品の概要(製品名、形状、品番等)、指定化学物質名称(政令番号)
MSDS未提供の場合、指定化学物質等であると特定できる理由
- ④指定化学物質(製品)の提供元事業者情報:事業者名称、部署名、担当者名、連絡先(住所、TEL、e-mail)
- ⑤未提供事業者への上記ご相談への相談内容の開示の可否:可・否(いずれか選択して下さい)

●連絡先

- ①E-mailアドレス: MSDS目安箱(e-mail:msds-meyasubako@meti.go.jp)
- ②郵送宛先: 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質リスク評価室内
MSDS目安箱係

問い合わせ先

～御質問等はこちらへ～

○化学物質排出把握管理促進法の運用や解釈については、こちら

経済産業省製造産業局化学物質管理課

電話: 03-3501-0080(直通) FAX: 03-3580-6347
e-mail:qqhbbf@meti.go.jp

○化学物質排出把握管理促進法のMSDS作成方法や技術的なお問い合わせについては、こちら

独立行政法人製品評価技術基盤機構化学物質管理センター

電話: 03-5465-1681(サポートセンター直通)
FAX: 03-3481-1959
e-mail:support@prtr.nite.go.jp
URL: <http://www.prtr.nite.go.jp/index.html>

★化学物質排出把握管理促進法のホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

★GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)のページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kokusai/GHS/index.htm

ご 注 意

MSDS制度は、化学物質排出把握管理促進法のほか、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法(いずれも厚生労働省所管)においても設けられており、その対象化学物質や表示の仕方はそれぞれ異なっております。詳細については、厚生労働省(電話:03-5253-1111(代))の各法令担当窓口(労働安全衛生法:化学物質対策課、毒物及び劇物取締法:審査管理課化学物質安全対策室)までお問い合わせ下さい。